

平成21年10月13日
国土交通省北海道開発局

新たな労使関係構築検討会議幹事会（第1回）について

（開催日時）

平成21年10月9日（金）15:00～16:20

（開催場所）

札幌第1合同庁舎10階3号会議室

（出席者）

当局側（北海道開発局）

松本 政美（開発監理部長）

是川 聡一（開発監理部次長）

佐藤 晶紀（職員課長）

職員団体側（全北海道開発局労働組合）

小松 陽一（書記長）

田中 正（中央執行委員（企画部長））

藤田 晃久（中央執行委員（組織部長））

（議事要旨）

第1回新たな労使関係構築検討会議（平成21年9月17日開催）における議論を踏まえ、職員団体側の主張に対し、当局側から以下のとおり考え方を説明。

（交渉対象としてきたものは勤務条件に関する事項であるという主張に対し）

- ・「北海道開発局における無許可専従等調査報告」において、「交渉の内容については、勤務条件に関するか否かの個別具体的な判断をすることなく、広範な事項を交渉対象としてきた。」などの不適切な実態が認められたとされたところである。
- ・また、国家公務員法上は、勤務条件に関するものであっても「国の事務の管理及び運営に関する事項は交渉対象とすることができない。」と明記されており、管理運営事項の決定・執行によって影響を受ける勤務条件に関する事項についてのみ、交渉の対象となるものとするべきところ、その区分けを明確にしないまま交渉してきた実態が問題であった。

（「提示・協議」事項等について提示・協議を受ければ回答として応諾的になるのは当然であり、そのことが事業を進める上で問題を発生させてきたことはないとの主張に対し）

- ・当局が事業を進めるに当たり、事前に職員団体に提示・協議を行ってきたことは適切ではなかったとの指摘を踏まえ、職員に周知すべき情報は、当局自らの責任と判断で直接職員に周知すべきであり、当局側から提示・協議するといった事前協議制は取り止め、国家公務員法に基づく労使交渉の新たな枠組みを検討していく必要がある。

（各組織段階において要求相手は自ずと限定され、受ける当局側に権限がないのであればその旨を回答すれば足り、交渉そのものを除外することにはならないとの主張に対し）

- ・国家公務員法では、「職員団体が交渉とすることができる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することができる当局とする。」とされており、第三者委員会の資料に示された「各段階の交渉事項を整理し、同一内容について重畳的な交渉を行わない」という改善の方向性に沿って、検討を進めていく。

職員団体側から

- ・ 逐条国家公務員法によれば、交渉の意義として、職員団体と当局の交渉は、本来的には職員団体すなわち職員と当局との意思疎通によって、相互理解を深め、職員の勤務条件の維持改善を図ることによって、職員の士気が高まり、結局は公務の能率的な運営が図られるところにその意味があるとされており、このような考え方を無視することには問題がある。
- ・ これまでの労使対応では、特段大きな支障はなく、事前協議をすることで職員が納得して業務を行うことができるなど、むしろ、メリットがあった。また、事前協議自体国家公務員法等法令で禁止されているわけではなく、特段問題があるとは考えていない。

当局側から

- ・ 交渉の意義について否定するものではない。
- ・ 事前協議により行われてきた勤務条件に関する事項について、交渉自体を否定するものではないが、当局が事前に提示し、職員団体が応諾的な立場で承認を与える結果になっている事前協議の枠組みは是正しなければならない。
- ・ 職員に周知すべき情報は職員団体経由ではなく直接職員に周知し、勤務条件に関する事項で何か問題があれば交渉の申入れを受けて対応していく。

職員団体側から

- ・ 第1回検討会議資料2「労使交渉の新たな枠組みについて」の改善の方向性については、すべて納得しているわけではなく、引き続き議論が必要であるが、今後これらについて我々と議論をしてもなお変更の余地がないならば議論の意味がない。我々の意見も聞いてもらいたい。

当局側から

- ・ 改善の方向性について引き続き議論するとともに、これと併せて、どのような内容が交渉対象となるのか具体的に議論する必要があると考えており、去る8月3日に出された「北海道開発局における無許可専従等調査報告」別紙3で示された提示・協議及び情報提供案件を例に議論をしたい。
- ・ 現在当局においては従前の労使間の交渉慣行の点検作業を進めており、同報告別紙3で示された提示・協議及び情報提供案件はもとより、課所分会レベルで対応した案件も対象として、職場全体にわたって取り組んでいるところ。順次、その結果についても示していきたい。
- ・ 次回の第三者委員会（第2回）には、検討会議及び幹事会の議論の状況について報告する必要があり、精力的に議論を行っていきたい。

職員団体側から

- ・ 今後の労使対応について、組合としての考え方も取りまとめて今後示したい。

（次回幹事会の日程については別途調整）

文責は北海道開発局当局（今後修正があり得る）

< 問い合わせ先 >

北海道開発局職員課	課長	佐藤 晶紀（内線	5 2 5 1）
	課長補佐	鈴木 伸彦（内線	5 2 5 2）
	代表	0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1	
	直通	0 1 1 - 7 0 9 - 2 1 0 7	